

説明資料

新基準と都市景観形成地区の基準との比較

- 〔都心部・空港地域〕新基準と都市景観形成地区の基準との比較
- 〔商業系〕新基準と都市景観形成地区の基準との比較
- 〔住居系〕新基準と都市景観形成地区の基準との比較
- 〔自然・低層住居系〕新基準と都市景観形成地区の基準との比較
- 参考資料 大規模建築物における壁面設置広告物（広告板）掲出面積緩和の考え方

屋外広告物規格基準等見直し【都心部・空港地域】 新規格基準と都市景観形成地区の基準との比較

		都市景観形成地区		新規格基準を設定するにあたっての考察	新規格基準	
		天神(明治通り・渡辺通り)地区	はかた駅前通り地区		都心部・空港地域	
		【共通事項】 1. 周辺の景観との調和を図る。 2. 明治通り又は渡辺通りに直接面する広告物については、次のとおりとする。 (1) 表示面積は別の表で定める算出方法に従う。「壁面設置広告物」に記載 (2) 広告物は自家用広告物に限る。 (3) 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。 (4) 窓面広告物は掲出してはならない。 [低層部] 質の高い洗練された広告物の設置に努め、歩行者空間の賑わいを演出する。 [中高層部] 点滅する広告物は、原則として設置してはならない。			【共通事項】 1. 周辺と調和した、質の高い広告物の設置に努める。 2. 広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)については、次のとおりとする (1) 自家用広告物に限る。 (2) ネオン管の露出、点滅する広告物(屋外ビジョンは除く。)は設置してはならない。 (3) 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 (4) 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。ただし、一般公共の用に供される駐車施設の利用に関する必要最低限のサインを設置する場合は、この限りではない。 (5) 窓面に広告物を設置する場合は、低層部(1階及び2階)に限る。	
現行		新規格基準				
屋上設置 広告物	高さ	建物高さの2/3以下	設置してはならない。ただし、掲出する広告物の内容が社名や建物名称であって、当該広告物を設置する工作物が屋上設備等の隠ぺいを目的とし、建物の外壁面と連続し、かつ、同等の仕上げであるものについては、この限りでない。	屋上広告物の設置禁止を一般地区へ適用することは厳しすぎると考えられます。	現行の規格基準と同じ	建物高さの2/3以下
	総面積	-	-	-		-
地上設置 広告物	高さ	高さ 面積 10m以下 50㎡以内	-	-	現行の規格基準と同じ	高さ 面積 10m以下 50㎡以内
	面積(1個当たり)	10~30m -	-	-		10~30m -
壁面設置 広告物	面積 (1面あたり)	[広告板] 壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内	-	-	現行の規格基準と同じ	[広告板] ①壁面面積1,000㎡未満:壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内 ②壁面面積1,000㎡以上:壁面面積の1/20以内 ※詳細は別紙
		[全ての広告物] 壁面面積の1/3以下	表示面積は、下記の算出方法に従い、壁面1面につき合計250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。 (1) 壁面広告物: 面積×√(高さ/10) ※高さは地上より広告物の中心までの距離 (2) 懸垂幕: 面積×0.5×個所数 ※個所数は集約された複数幕は1とみなす (3) 突出広告物(算出方法は「突出広告物」に記載)	壁面設置広告物及び突出広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)の表示面積の合計は、壁面面積の1/6以下。		壁面面積の1/10以下、1/6以下では、小規模な建物の場合に掲出面積が限られてくることから、一般地域へ適用することは厳しいと考えられます。
突出 広告物	出幅	道路境界線から0.8m以内 (歩道上1.0m以内)	道路の上空に係る広告物は設置してはならない。	敷地規模が大きい地区特性に特化した基準となっており、狭小な敷地もある一般地域へ適用することは厳しすぎると考えられます。	落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。	建物壁面より1.5m以内かつ道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)
	地上から下端までの高さ	路面から4.5m以上 (歩道上2.5m以上)	-	-	歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。	路面から4.5m以上(歩道上:2.5m以上) 民地内:2.5m以上
	面積 (1個あたり)	-	[再掲]表示面積は、下記の算出方法に従い、壁面1面につき合計250㎡以内とし、かつ、壁面面積の1/10以下とする。 (3) 面積の算出: 面積×√(高さ/10) ※高さ: 地上より看板の上端までの距離	[再掲]壁面設置広告物及び突出広告物(博多駅前線に直接面しないものは除く。)の表示面積の合計は、壁面面積の1/6以下。	壁面設置とあわせた面積基準となっているが、突出広告物単独の規格基準が必要と考えます。	高さ10m程度のもので掲出できるよう、面積20㎡までに設定します。 ※w1×h10×2面=20㎡

屋外広告物規格基準等見直し【商業・沿道系地域】新規格基準と都市景観形成地区の基準との比較

		都市景観形成地区			新規格基準を設定するにあたっての考察	新規格基準		
		シーサイドもち地区 (商業・業務地区、レクリエーション地区)	香椎副都心(千早)地区	アイランドシティ香椎照葉地区 (センター地区)		商業・沿道系地域		
		【共通事項】 1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 4. 点滅する広告物は設置してはならない。 5. 道路を占有する広告物は設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。	【共通事項】 1. 幹線道路沿道のまとまりのあるまちなみ形成と賑わいづくりに配慮する。 2. 広告物は、自家用広告物に限る。 3. 点滅する広告物は原則として設置してはならない。 4. 表示面積は表示面積は別の表で定める算出方法に従う。(「壁面設置広告物」に記載) 5. 各店舗の看板類などについては、店舗のイメージに合わせるなど、そのデザイン、素材、色彩等を十分検討し、通りの賑わいづくりに配慮する。	【共通事項】 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路を占有する広告物は設置してはならない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める		【景観誘導の考え方】 現行の規格基準を基本としつつ、沿道サービス施設と住宅が混在している特性を踏まえ、建物大型化への対応を図ることとあわせ、屋上や地上設置広告物について面積基準等を定めます。		
				基準設定の考え方		新規格基準		
屋上設置広告物	高さ	建物高さの2/3以下			屋上広告物の禁止を一般地区へ適用することは厳しいが、都心部と異なり、沿道サービス施設と住宅が混在していることから面積基準を設けると考えられます。	左記の観点から、地上設置の広告物の規格を準用し、50㎡以内とします。	建物高さの2/3以下	
	総面積	-	設置してはならない	設置してはならない			50㎡以内	
地上設置広告物	高さ	高さ 面積 10m以下 50㎡以内 10~30m -	地上6m以下	高さ3.0mを超える広告物の中は1.0m以下	商業業務を主体とした、面整備地区での基準のため、一般地域に適用するには厳しすぎると考えられますが、景観上の観点については、表示面積の総量はそれぞれ20㎡以内。 4. 全てが住宅用途の場合は、集合住宅地区の基準を適用する。	○高さは、現況において20m程度までのものが多く、秩序ある広告物景観のため20mを超える広告物の設置を制限します。 ○面積は現行の広告物の規格と同じ	地上20m以下	
	面積(1個あたり)	-	表示面積:1面につき4㎡以内。				50㎡以内	
壁面設置広告物	面積	[広告板] 壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内	-	-	-	建物規模が大型化しているが、外壁面広告板の表示面積は建物規模に関わらず一律の基準のため、複数の建物を建て替えて大規模な複合施設を建築した場合にも、それまでの建物名称などの広告物が掲出できるようにし、機能更新の阻害とならないよう、大規模な壁面に広告物を表示、設置する際の面積を緩和します。 ※詳細は別紙	[広告板] ①壁面面積1,000㎡未満:壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内 ②壁面面積1,000㎡以上:壁面面積の1/20以下	
	面積(1面あたり)	[全ての広告物] 壁面面積の1/3以下	[商業・業務地区] 地上6m超は総量20㎡以内、地上6m以下は当該壁面面積の1/10以下 [レクリエーション地区] 地上6m超は総量50㎡以内、地上6m以下は当該壁面面積の1/10以下(1個50㎡以内) [共通] ・壁面からの突き出し幅は30cm以内 ・窓面広告は設置不可	・表示面積は、懸垂幕その他の壁面設置広告物及び突出広告物の合計が壁面1面に付き250㎡以内とし、かつ壁面面積の10分の1以下とする。 ・4階以上の階へは設置してはならない。やむを得ず設置する場合は、建物と一体的にデザインされた施設名称その他これに類するものに限る。 ・窓面広告は、4階以上の階へは設置してはならない。 ・3階以下の階の窓面に広告物を設置する場合は、当該窓面積の1/2以下とし、窓面全体を広告物により覆ってはならない。 ・日除けテント、バナーフラッグ等は、デザインや色彩に配慮し、アクセントカラーとして彩度の高い色彩を用いるなど、通りの賑わいづくりに配慮する。			[大規模緑地に面する場合]壁面面積の1/3以下かつ地上高6mを超える範囲は20㎡以内、地上高6m以下の範囲はその壁面面積の1/10以下 [上記以外の場合]壁面面積の1/3以下かつ地上高6mを超える範囲は50㎡以内、地上高6m以下の範囲はその部分の壁面面積の1/10以下 ・広告物は、広告板(切り文字等を使用したものに限る。)又は壁面利用広告物(塗装による文字等を使用したものに限る。)とする。ただし、広告物の最高高さが6m以下であり、かつ、特別の事情のある場合は、この限りでない。	・拠点地区として計画的に、まちづくりを行っている、シーサイドもち地区やアイランドシティ地区では低層部に窓の配置や敷地の周囲に開放的な広場を確保することなどとしているため広告物は高層部に、香椎副都心地区では通りの賑わいづくりのため、低層部に広告物誘導しており、これらの基準の一般地区への適用は困難と考えられます。
突出広告物	出幅	道路境界線から0.8m以内(歩道上1.0m以内)	建物壁面より1m以内	-	建物壁面より1m以内	落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。	建物壁面より1.5m以内かつ道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)	
	地上から下端までの高さ	路面から4.5m以上(歩道上2.5m以上)	取付位置は、地上高2.5m以上、6m以下 各広告物の間隔は5m以上	2.5m以上	[大規模緑地に面する場合]下端までの高さ2.5m以上、上端までの高さ10m以下 [その他の場合]下端までの高さ2.5m以上、上端までの高さは建物高さ以下		民地内の高さ制限2.5m以上を一般地区へ適用させます。	歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。 民地内:2.5m以上
	面積(1個あたり)	-	-	-	-		-	高さ10m程度のもので掲出できるよう、面積20㎡までに設定します。 ※w1×h10×2面=20㎡

屋外広告物規格基準等見直し【住居系地域】新規格基準と都市景観形成地区の基準との比較

		都市景観形成地区			新規格基準を設定するにあたっての考察	新規格基準		
		シーサイドももち地区 (集合住宅地区)		アイランドシティ香椎照葉地区 (集合住宅地区)		元岡地区	住居系地域	
		【共通事項】 1. 自家用広告物に限る。 2. 建築物やオープンスペースとの調和を図る。 3. ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。 4. 点滅する広告物は設置してはならない。 5. 道路を占有する広告物は設置してはならない。 6. 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。		【共通事項】 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。 3. 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。 6. 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。 7. 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。		【共通事項】 1. 自家用広告物に限る。 2. 形状、面積、色彩、意匠は、周辺の景観に調和したものとする。 3. 点滅する広告物は設置してはならない。 4. 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。 5. 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。	【景観誘導の考え方】 住宅地が大半を占める中、スーパーや沿道サービス施設が立地する特性を踏まえ、屋上、地上、壁面の面積基準等を定めます。	
		基準設定の考え方		新規格基準				
屋上設置 広告物	高さ	建物高さの2/3以下	設置してはならない	設置してはならない	設置してはならない	屋上広告物の禁止を一般地区へ適用することは厳しいが、住宅地が大半を占める中、スーパーや沿道サービス施設が立地する特性を踏まえ高さや面積の基準を設ける必要があると考えられます。	住宅地であるが、スーパーなど低層の商業施設も見られることから一定の広告物が必要であるため、建物高さの1/2とします。面積については、地上設置広告物の大きさまでとします。	建物高さの1/2以下
	総面積	-	-	-	-	-	-	20㎡以内
地上設置 広告物	高さ	高さ 面積 10m以下 50㎡以内 10~30m -	地上3m以下 (沿道の利便施設等:6m以下) 表示面積:1面あたり1㎡以内 (沿道の利便施設等:2㎡以内) (1敷地あたり総量20㎡以内)	地上10m以下 表示面積:1面あたり10㎡以内 (1敷地あたり総量20㎡以内) (表示面は2面以下)	高さ:地上6m以下 表示面積:1面8㎡以内 高さ:地上6m以下 表示面積:1面8㎡以内 (1個あたり総量20㎡以内) 〔広告塔及び広告板〕 表示面積:1敷地総量20㎡以内。 ただし、1敷地の面積が2,000㎡を超える場合は40㎡。	住宅地の特性に特化した基準となっているため、そのままの適用は難しいが、一定規模の商業施設が立地可能な範囲での基準の見直しが必要と考えられます。	住宅地であるが、スーパーなどの生活利便施設や、ガソリンスタンドや飲食店などの立地が可能なため、これらの施設の広告物が掲出できるよう高さ10m以下、面積20㎡以内とします。	地上10m以下 20㎡以内
	面積(1個当たり)	-	-	-	-	-	-	-
壁面設置 広告物	面積(1つの壁面)	[広告板] 壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内	-	-	-	-	住宅地であるが、スーパーなどの生活利便施設や、ガソリンスタンドや飲食店などの立地が可能なため、地上設置広告物の基準を準用し、20㎡以内とします。	壁面面積の1/3以下かつ20㎡以内
	面積(1つの壁面)	[全ての広告物] 壁面面積の1/3以下	・壁面面積の1/10以下かつ総量5㎡以内 ・沿道の利便施設等は、地上6m超は総量10㎡以内、地上6m以下は当該壁面面積の1/15以下かつ総量10㎡以内 ・壁面からの突き出し幅は30cm以内 ・窓面広告は設置してはならない	・壁面面積の1/3以内かつ地上6m超は10㎡以内とし、地上6m以下は当該壁面面積の1/15以下かつ10㎡以内 ・広告物は、広告板(切り文字等を使用したものに限る。)又は壁面利用広告物(塗装による文字等を使用したものに限る。)とする。	・壁面面積の1/10かつ50㎡以内 ・3階以上の階へは設置不可。やむを得ず設置する場合は、デザインに配慮した施設名称に限る。 ・窓面設置不可	・拠点地区として計画的に、まちづくりを行っている、シーサイドももち地区やアイランドシティ地区では低層部に窓の配置や敷地の周囲に植栽を行うこととしているため広告物は高層部に、元岡地区では街の賑わいづくりのため、低層部に広告物誘導しており、これらの基準の一般地区への適用は困難と考えられます。	現行の規格基準と同じ	壁面面積の1/3以下
突出 広告物	出幅	道路境界線から0.8m以内 (歩道上1.0m以内)	建物壁面より1m以内 道路を占有する広告は設置してはならない	建物壁面より1m以内 道路の上空に係る広告は設置してはならない	- 道路の上空に係る広告は設置してはならない	敷地規模が大きい地区特性に特化した基準となっており、狭小な敷地もある一般地域へ適用することは厳しすぎると考えられます。	落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。	建物壁面より1.5m以内かつ道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)
	地上から下端までの高さ	路面から4.5m以上 (歩道上2.5m以上)	地上高2.5m以上、6m以下 各広告物の間隔は5m以上	下端までの高さ2.5m以上、上端までの高さ10m以下	・下端までの高さ2.5m以上、かつ上端までの高さ6m以下 ・上端は、取り付ける壁面の高さを超えないように設置する。	民地内の高さ制限2.5m以上を一般地区へ適用させます。	歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。	路面から4.5m以上(歩道上:2.5m以上) 民地内:2.5m以上
	面積(1個あたり)	-	-	-	-	-	-	高さ5m程度のもので掲出できるよう、面積10㎡までに設定します。 ※w1×h5×2面=10㎡

屋外広告物規格基準等見直し【自然・低層住居系地域】新規格基準と都市景観形成地区の基準との比較

		都市景観形成地区 【新規格では住居系に位置するが下記地区の戸建住宅地区を参考】		新規格基準を設定するにあたっての考察	新規格基準		
		シーサイドももち地区 (戸建住宅地区)	アイランドシティ香椎照葉地区 (戸建住宅地区)		自然・低層住居系地域		
現行		<p>【共通事項】</p> <p>1 自家用広告物に限る。</p> <p>2 建築物やオープンスペースとの調和を図る。</p> <p>3 ネオン管の露出する広告物は設置してはならない。</p> <p>4 点滅する広告物は設置してはならない。</p> <p>5 道路を占有する広告物は設置してはならない。</p> <p>6 高彩度色や蛍光色を使用する場合は、広い面積にわたって使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。</p>	<p>【共通事項】</p> <p>1 自家用広告物に限る。</p> <p>2 形状、面積、色彩、意匠は、周辺のまちなみとの調和に配慮する。</p> <p>3 屋外ビジョン、ネオン管等の露出する広告物及び点滅する広告物は設置してはならない。</p> <p>4 蛍光塗料及びこれに類するものは使用してはならない。</p> <p>5 道路の上空に係る広告物は設置してはならない。</p> <p>6 道路、公園及び緑地からの見え方に配慮する。</p> <p>7 設置位置については、集約化し配置をそろえるように努める。</p>	<p>・自家用広告物のみの限定など計画的な戸建住宅地に特化した基準となっており、小規模店舗や診療所などの公共施設が混在して立地する一般地区へ適用することは厳しすぎると考えられます。</p>	<p>【景観誘導の考え方】</p> <p>閑静な住宅街や自然豊かな景観を阻害しないよう、広告物の掲出面積が過大とならない基準を設定します。</p>		
					基準設定の考え方	新規格基準	
屋上設置広告物	高さ	建物高さの2/3以下	設置してはならない	屋上広告物の禁止を一般地域へ適用することは厳しいが、大半が戸建住宅地である中で小規模店舗などが立地する特性を踏まえ、基準を設定する必要があると考えられます。	○平屋でも掲出が可能であるため、広告物が1m程度は掲出できるよう、建物高さ1/3以下とします。	建物高さの1/3以下	
	総面積	-	-	-	○地上設置広告物を準用し、10㎡以内に設定します。	10㎡以内	
地上設置広告物	高さ	高さ：地上3m以下 (沿道の利便施設等:6m以下)	高さ：地上6m以下	地上設置広告物の高さについては、計画的な戸建住宅地区と自然・低層住居系地区は建てられる高さが同じであるため、一般にも適用が可能と考えられます。	○高さはについては、左記の考え方から地上からの6m以下とします。	高さ：地上6m以下	
	面積(1個当り)	高さ 面積 10m以下 50㎡以内 10~30m -	表示面積：1面あたり1㎡以内 (沿道の利便施設等:2㎡以内) (1敷地あたり総量20㎡以内)	表示面積：1面あたり2㎡以内 (1敷地あたり総量10㎡以内) (表示面は2面以下)	面積については、小規模店舗や診療所などが混在する特性を踏まえ基準を検討する必要があると考えられます。	○面積については、左記の考え方から単一用途であると思われる基準が1敷地あたり10㎡以内であるため、1個あたり10㎡以下に設定します。	面積：10㎡以内
壁面設置広告物	面積	〔広告板〕 壁面面積の1/3以下かつ50㎡以内	-	-	地上設置広告物の基準を準用し、10㎡以下に設定します。	壁面面積の1/3以下かつ10㎡以内	
	面積(1つの壁面)	〔全ての広告物〕 壁面面積の1/3以下	<ul style="list-style-type: none"> 壁面面積の1/10以下かつ総量5㎡以内 沿道の利便施設等は、地上6m超は総量10㎡以内、地上6m以下は壁面面積の1/15以下かつ総量10㎡以内 壁面からの突き出し幅は30cm以内 窓面広告は設置不可 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面面積の1/15以下かつ5㎡以内 広告物は、広告板(切り文字等を使用したものに限る。)又は壁面利用広告物(塗装による文字等を使用したものに限る。)とする。 	1/10や1/15では小規模宅地が存在することから、一般地域に適用することは厳しいと考えられます。	現行の許可基準と同じ	壁面面積の1/3以下
突出広告物	出幅	道路境界線から0.8m以内 (歩道上1.0m以内)	建物壁面より1m以内 道路を占有する広告は設置不可	建物壁面より1m以内 道路の上空に係る広告は設置不可	敷地規模が大きい地区特性に特化した基準となっており、狭小な敷地もある一般地域へ適用することは厳しすぎると考えられます。	落下などの事故を防止するため、道路以外の民地内においても制限を設けます。現状では1.5mを超えて突出しているものはほとんど見受けられないため、当該数値を定めます。	建物壁面より1.5m以内かつ道路境界線より0.8m以内(歩道上1.0m以内)
	地上から下端までの高さ	路面から4.5m以上 (歩道上2.5m以上)	2.5m以上6m以下 各広告物の間隔は5m以上	上端は、取り付けの壁面の高さを超えないように設置する。	民地内の高さ制限2.5m以上を一般地区へ適用させます。	歩行者の安全確保のため、民地内においても地盤面から広告物の下端までの高さは2.5m以上とします。	4.5m以上(歩道上:2.5m以上) 民地内:2.5m以上
	面積(1個あたり)	-	-	-	-	2階程度の建築部分にまで掲示できるものに限定をし、10㎡までとします。	・10㎡以内

大規模建築物における壁面設置広告物（広告板）掲出面積 緩和の考え方

建築物の壁面を利用して広告板を掲出する場合、現行では壁面面積の 1/3 以下で、かつ 50 m²以内としているが、壁面の規模が大きい建築物では十分な広告効果が得られていないことから、建物規模と広告物の適正なバランスを検討しました。

壁面設置広告物（広告板）掲出面積の基準の考え方

壁面が大きい建築物に掲出する広告物（広告板）については、掲出の大きさ（面積上限 50 m²）を緩和することにより、市民に分かりやすい効果的な広告を行うことができることから下記のように基準を設定します。

現行基準

〔現行基準〕 壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m²以内

【 ↓ 大きな壁面面積に対応した基準の見直し】

改正 規格基準

壁面面積 1,000 m²未満：壁面面積の 1/3 以下かつ 50 m²以内

壁面面積 1,000 m²以上：壁面面積の 1/20 以下〔追加〕

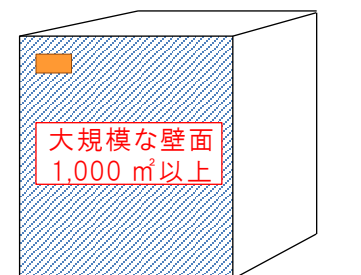
【改正規格基準の考え方】

1 大規模な建築物について

福岡市景観計画に基づき“大規模な建築物”については、全て届出審査を行っているが、当該規模が高さ 31m、延べ面積 10,000 m²を超えるものとしていることから、この建物規模に該当する壁面の面積を算出した。

$$\text{建物の高さ}(h)31\text{m} \times \text{長さ}(w)35\text{m} = 1,085 \text{ m}^2 \approx \boxed{1,000 \text{ m}^2}$$

※建物長さ(w)：高さ 31m は、商業・業務ビルの場合約 8 階建てに相当することから、延べ床面積 10,000 m²では 1 階あたりの面積が 1,250 m²となり、建物の間口・奥行き (√1,250 m²) を 35m と算出した。

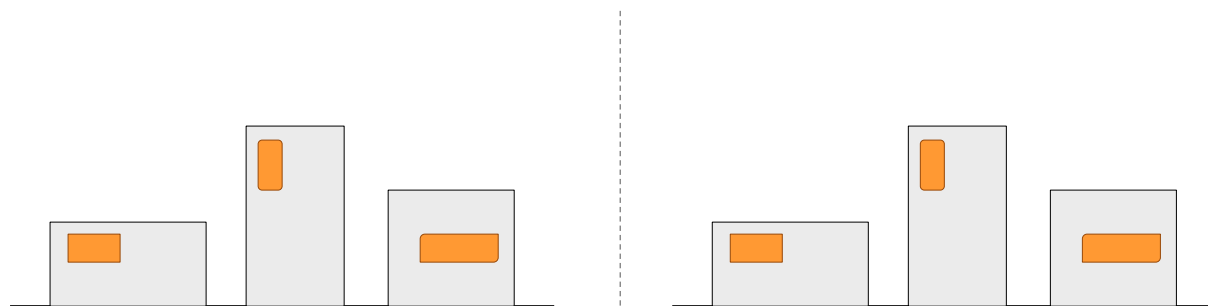


2 面積に対応した広告物面積の割合について

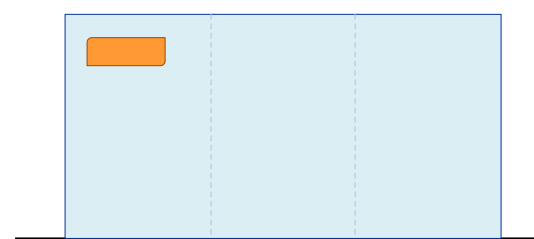
上記で算出した大規模な壁の面積 1,000 m²の広告物面積 50 m²の割合が 1/20 であることから、壁面積 1,000 m²以上の広告板の面積割合は $\boxed{1/20 \text{ 以下}}$ とする。

これまで

見直し後

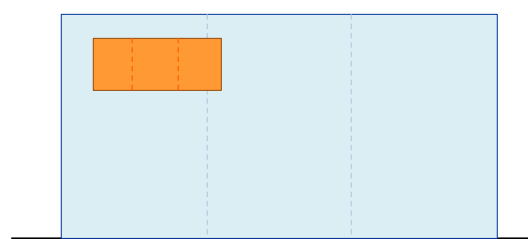


建物規模の大型化への対応や民間開発や再開発事業等による大規模な複合施設等への運用、適用が考えられる



建物の名称や用途などを十分に公衆に伝えることが難しい。

※壁面が大きくなっても広告物の大きさは 50 m²となる。



複合施設の名称、商標等の掲出が可能となる。